

議案第75号

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年11月29日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

休暇制度の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和30年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（育児時間）

第10条 育児時間は、生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。

2 育児時間は、正規の勤務時間において、1生児（1回の出産で産まれた複数の生児は、1生児とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。

3 男子職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により妊娠中又は出産後の休養を与えられ、当該生児を育てることができる場合

(2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律により育児休業をし、当該生児を育てることができる場合

(3) 当該生児を常態として育てることができる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該利用しようとする時間において、当該生児を育てることができる場合

4 第2項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該生児について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律もしくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 第2項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者が育児時間を利用するときのその利用方法は、任命権者が定める。

6 任命権者は、女子職員が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。

第10条の次に次の3条を加える。

(出産支援休暇)

第10条の2 出産支援休暇は、男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 出産支援休暇は、出産の直前又は出産の日の翌日から起算して2週間の範囲内で、1日を単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 任命権者は、出産支援休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(育児参加休暇)

第10条の3 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。

3 育児参加休暇は、1日を単位として、5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

4 任命権者は、育児参加休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(子どもの看護休暇)

第10条の4 子どもの看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 子どもの看護休暇は、1年において、1日を単位として5日（養育する子が複数の場合にあつては、10日）以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 任命権者は、子どもの看護休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第12条の2第1項中「含む。」の次に「以下この項において同じ。」を、「による休暇」の次に「(以下この条において「病気休暇」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該病気休暇の期間終了後の同一の負傷又は疾病による病気休暇の期間については、任命権者が別に規程で定める。

第12条の4第1項に次の1号を加える。

(4) 国、地方公共団体等が主催、共催もしくは協賛する事業又は別に規程で定める事業を支援する活動

第12条の4第2項中「1日」を「1日又は1時間」に改める。

第12条の5の次に次の1条を加える。

(結婚休暇)

第12条の6 結婚休暇は、職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 結婚休暇は、結婚の日後6月を経過するまでの期間内において引き続く7日の範囲内の日数とする。

3 前項の規定による休暇の承認期間は、週休日又は休日を含むものとする。

第13条第1項第2号中「配偶者(内縁関係にある者を含む。)」を「配偶者」に改める。

第13条の2第1項中「介護休暇」の次に「(次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規程で定める者」を「又は2親等以内の親族」に改め、「支障があるもの」の次に「(以下「要介護者」という。)」を加え、同条第2項中「3月」を「6月」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(短期の介護休暇)

第13条の3 短期の介護休暇は、職員が要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、1年において、1日を単位として5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 任命権者は、短期の介護休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認める

ときは、証明書類の提出を求めることができる。

第14条の3第2項中「第13条の2第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（第14条の5において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「第13条の2第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第14条の4並びに第14条の5第1項及び第2項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認を受けた育児時間について適用し、施行日前に承認を受けた育児時間については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第13条の2第2項の規定は、施行日以後に承認を受けた介護休暇について適用し、施行日前に承認を受けた介護休暇については、なお従前の例による。

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(育児時間) <u>第10条</u> 育児時間は、生後1年3月に達しない生児を育てる職員が生児を育てるための休暇とする。 2 育児時間は、正規の勤務時間において、1生児（1回の出産で産まれた複数の生児は、1生児とみなす。以下同じ。）について1日2回それぞれ45分間承認する。 3 男子職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。 (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法律又は条例等により妊娠中又は出産後の休養を与えられ、当該生児を育てることができる場合 (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法律により育児休業をし、当該生児を育てることができる場合 (3) 当該生児を常態として育てることができる場合 (4) 前3号に掲げるもののほか、当該利用しようとする時間において、当該生児を育てることができる場合 4 第2項の規定にかかわらず、男子職員の育児時間は、その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該生児について育児時間（当該配偶者が職員でない場合にあっては、労働基準法第67条の規定による育児時間又は他の法律もしくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。）を利用するときは、1日について90分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。 5 第2項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者が育児時間を利用するときのその利用方法は、任命権者が定める。 6 任命権者は、女子職員が育児時間の利用を申し出たときは、これを拒んではならない。 (出産支援休暇) 第10条の2 出産支援休暇は、男子職員がその配偶者の出産に当た</p>	<p>(育児時間) <u>第10条</u> 女子職員又はその配偶者である職員（以下この条において「女子職員等」という。）であつて、生後1年3月に達しない乳児を育てる者は、任命権者の承認を経て、正規の勤務時間中において、1日2回、それぞれ少なくとも45分その乳児を育てるために必要な時間を利用することができる。ただし、女子職員等は、同時に育児時間を利用することはできない。 2 任命権者は、女子職員等が前項の規定により、正規の勤務時間を利用することを申し出た場合は、これを拒んではならない。</p>	<p>育児時間の対象者の拡大に伴う規定の整備</p> <p>出産支援休暇の新設</p>

り、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。
2 出産支援休暇は、出産の直前又は出産の日の翌日から起算して2週間の範囲内で、1日を単位として2日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。
3 任命権者は、出産支援休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 (育児参加休暇)
第10条の3 育児参加休暇は、男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。
2 育児参加休暇は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、16週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において承認する。
3 育児参加休暇は、1日を単位として、5日以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。
4 任命権者は、育児参加休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 (子どもの看護休暇)
第10条の4 子どもの看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。
2 子どもの看護休暇は、1年において、1日を単位として5日(養育する子が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。
3 任命権者は、子どもの看護休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 (負傷又は疾病による休暇)

(負傷又は疾病による休暇)

育児参加休暇
の新設

子どもの看護
休暇の新設

第12条の2 職員が負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱の場合を含む。以下この項において同じ。)による休暇(以下この条において「病気休暇」という。)を請求できる期間は、医師の証明により必要と認める期間で、引き続き90日以内とする。ただし、当該病気休暇の期間終了後の同一の負傷又は疾病による病気休暇の期間については、任命権者が別に規程で定める。

2 省略

(ボランティア休暇)

第12条の4 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次の各号に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

(4) 国、地方公共団体等が主催、共催もしくは協賛する事業又は別に規程で定める事業を支援する活動

2 ボランティア休暇は、1年において、1日又は1時間を単位として5日以内とする。

(結婚休暇)

第12条の6 結婚休暇は、職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 結婚休暇は、結婚の日後6月を経過するまでの期間内において引き続き7日の範囲内の日数とする。

3 前項の規定による休暇の承認期間は、週休日又は休日を含むものとする。

(忌引)

第13条 職員は、親族の喪に遇したときは、任命権者の承認を経て、次の区分により服喪することができる。

血族の場合 姻族の場合

- (1) 省略
- (2) 配偶者

10日

第12条の2 職員が負傷又は疾病(予防接種による著しい発熱の場合を含む。)による休暇を請求できる期間は、医師の証明により必要と認める期間で、引き続き90日以内とする。ただし、結核性疾患にあつては引き続き1年以内とする。

2 省略

(ボランティア休暇)

第12条の4 ボランティア休暇は、職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次の各号に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) } 省略
- (2) }
- (3) }

2 ボランティア休暇は、1年において、1日を単位として5日以内とする。

(忌引)

第13条 職員は、親族の喪に遇したときは、任命権者の承認を経て、次の区分により服喪することができる。

血族の場合 姻族の場合

- (1) 省略
- (2) 配偶者(内縁関係にある者を含む。) 10日

規程委任とするための規定整備

ボランティア休暇の対象活動の拡大等

結婚休暇の新設

規定の整備

(3) } 省略
)
 (8) }
 2 } 省略
)
 4 }

(介護休暇)

第13条の2 介護休暇(次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。)は、職員が配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 省略
 (短期の介護休暇)

第13条の3 短期の介護休暇は、職員が要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 短期の介護休暇は、1年において、1日を単位として5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日)以内で必要と認められる期間を承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

3 任命権者は、短期の介護休暇を承認し、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。
 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第14条の3 省略

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と、

(3) } 省略
)
 (8) }
 2 } 省略
)
 4 }

(介護休暇)

第13条の2 介護休暇は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規程で定める者で負傷、疾病又は老齢により規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 省略

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第14条の3 省略

2 前項の規定は、第13条の2第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者(第14条の5において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員(当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合にお

規定の整備

介護休暇の期間の改正

短期の介護休暇の新設

規定の整備

<p>「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。</p> <p>（育児を行う職員の時間外勤務の免除）</p>	<p>ける当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「<u>第１３条の２第１項に規定する日常生活を営むことに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護</u>」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後１０時から翌日の午前５時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。</p> <p>（育児を行う職員の時間外勤務の免除）</p>	
<p>第１４条の４ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第１４条の４ 任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（<u>当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>規定の整備</p>
<p>（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限）</p> <p>第１４条の５ 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、１月について２４時間、１年について１５０時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限）</p> <p>第１４条の５ 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（<u>当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、１月について２４時間、１年について１５０時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p>	<p>同上</p>
<p>２ 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>２ 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（<u>当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規程で定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が当該子を養育」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>１ この条例は、平成２５年１月１日から施行する。 （経過措置）</p> <p>２ この条例による改正後の小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第１０条の規定は、こ</p>		

の条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に承認を受けた育児時間について適用し、施行日前に承認を受けた育児時間については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第13条の2第2項の規定は、施行日以後に承認を受けた介護休暇について適用し、施行日前に承認を受けた介護休暇については、なお従前の例による。

議案第 75 号資料 2

小金井市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る主な改正内容

1 育児時間を利用できる職員要件の拡大（配偶者要件の見直し）（第 10 条関係）

改正後	現行
<p>育児時間を利用できるのは、生後 1 年 3 月に達しない生児を育てる職員。</p> <p>したがって、男子職員の場合も、配偶者は小金井市職員であるか否かに関わらず利用が可能。なお、男子職員が利用する際の条件については備考のとおり</p>	<p>育児時間を利用できるのは、女子職員又はその配偶者である職員で、生後 1 年 3 月に達しない乳児を育てる者。</p> <p>したがって、男子職員の場合、配偶者が小金井市職員であることが必要</p>

備考 男子職員が利用する際の条件

(1) 生児の母親が次のいずれかに該当する場合は、認められない。

ア 労働基準法その他の法律又は条例等により妊娠中又は出産後の休養を与えられ、当該生児を育てることができる場合

イ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法律により育児休業をし、当該生児を育てることができる場合

ウ 当該生児を常態として育てることができる場合

エ アからウまでに掲げるもののほか、当該利用しようとする時間において、当該生児を育てることができる場合

(2) 配偶者の育児時間との関係

男子職員の育児時間は、その配偶者が当該生児について育児時間を利用するときは、1 日について 90 分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

2 出産支援休暇の新設（第 10 条の 2 関係）

内 容	休暇日数
男子職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇。	1 回 の 出 産 に つ き、 2 日 以 内

取得期間は、出産の直前又は出産の日の翌日から起算して
2週間の範囲内

3 育児参加休暇の新設 (第10条の3関係)

内 容	休暇日数
男子職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇。 取得期間は、男子職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内。ただし、男子職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内	1回の出産につき、5日以内

4 子どもの看護休暇の新設 (第10条の4関係)

内 容	休暇日数
9歳に達する日以後の最初の3月末日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため又は予防接種もしくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	1年において5日以内（養育する子が複数の場合は、10日以内）

5 病気休暇の整備 (第12条の2関係)

病気休暇の期間終了後の同一の負傷又は疾病による病気休暇については、任命権者が別に規程で定める。

6 ボランティア休暇の対象等の拡充 (第12条の4関係)

ボランティア休暇の対象となる活動に「国、地方公共団体等が主催、共催もしくは協賛する事業又は別に規程で定める事業を支援する活動」を追加する。

7 結婚休暇の新設

(第12条の6関係)

内 容	休暇日数
<p>職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると求められる場合の休暇。</p> <p>取得期間は、結婚後6月を経過するまでの期間内</p>	<p>引き続き7日以内 (週休日又は休日を含む。)</p>

8 介護休暇の改正

(第13条の2関係)

(1) 期間の延長

改正後	現行
<p>取得期間は、連続する6月の期間内</p>	<p>介護休暇の取得期間は、連続する3月の期間内</p>

(2) 介護者が祖父母等の場合の同居要件の廃止

改正後	現行
<p>介護休暇の被介護者の範囲は、配偶者又は2親等以内の親族。職員と同居していることは不要</p>	<p>介護休暇の被介護者の範囲は、①配偶者、父母、子、配偶者の父母（職員と同居していることは不要）、②祖父母及び兄弟姉妹等（職員と同居していることが必要。職員の休日、休暇等に関する規程第8条参照）</p>

9 短期の介護休暇の新設

(第13条の3関係)

内 容	休暇日数
<p>職員が（この条例で定める第13条の2第1項で定める）要介護者を介護するため勤務しないことが相当であると認める場合の休暇</p>	<p>1年において5日以内（要介護者が複数の場合、10日以内）</p>